

# 文久元年に於ける外國公使江戸退去問題に就て (下)

大塚 武松

八

英公使「オールコック」、佛總領事「ベレクール」主唱の下に、日本現下の状態に於て各國使臣等は如何にして其生命の安全と、其代表せる國家の尊譽を維持し、居留臣民の生命財産及び利益を擁護すべきやに就いて協議せんが爲めに、「ヒュスケン」葬儀の當日たる十二月九日(一八六一年一月十九日)及び同十一月(十二月二日)兩日駐劄外交團の協議會が開催せられた。

十二月九日の會議に出席したのは、英公使、佛總領事の外米公使「ハリス」、蘭總領事「デ・ウキツト」及び「プロシア」使節「オイレンブルグ」の五人であつた。英公使先づ所見を日本政情の觀察論よ

り説き起し、漸次日本帝國の實權を掌握しつゝある諸侯及び其麾下の武士中には歐米人に好意を有する者と、敵意を有する二派がある、後者の勢力熾烈にして外人は其政治的陰謀の爲めに屢々犠牲に供せられたのである、とて過去の慘事より外人の危険なる情勢を絮説し、今や大君政府は圓滑なる外國交際を希望し條約履行に忠實ならんとするも、無力にして之を遂行するの權威なく、且外人の驅逐を念として根柢深き陰謀を逞ふする攘夷黨を抑壓する事も得ざる状態である、と指摘し、各國使臣の執るべき適當且有效なる手段として

各國使臣は暫時江戸を退去して使臣館を横濱に移動し自國の軍艦を以てその安全と各國臣民の生命利益を擁

護し、日本政府に對しては過去の失敗無責任を詰問警告し、將來に向つて條約履行の義務、外人保護に就き確實なる保證を強要し、以て日本帝國との友誼ある國交を中絶せしめず、又將來日本政府をして至大なる難局に陥らしめざる用意を講ずるに在るであらう。

と論斷した。

佛總領事「ベレクール」は、英公使の論述に對し其主要なる論旨に賛同の意を表し、且曰く「予は常に危難の身邊を脅威しつゝあるが如き國家に駐劄して、其地位を擁護する名譽の爲めに決死其身を危険に暴露しなければならぬ」とは信ずるを得ない、「予は一時機宜の措置として江戸を退去し、以て日本政府を刺戟し改善の機會を與へるの資とすべきを適切なりと信ずる、只不幸にも米公使の予等と異見を有すると聞くは、外交團の示威宣言の効果を滅殺するものとして遺憾の意を表するものである」と論じ、蘭總領事「デ・ウィット」は、日

本政府の屢々危険の警告を發せしにも拘らず何等直接有效なる措置を講ずる所なきを指摘し、各國の使臣が日本政府の所在地たる郭内の一角に遁避して其保護を受けるが如き不名譽なる態度に出づる事を得ないと述べ、「予は日本政府の保護に安んずる事が出來ぬから暫くは江戸を退去し、長崎に在つて本國政府の指令を待つて更に態度を決するであらう」と孰れも「オールコック」の提案に賛意を表した。

然るに米公使「ハリス」は獨り異見を述べて曰く「予は全然其主要なる論旨に於て諸同僚と見解を異にしてゐる、予は此帝國に於ける最古參の代表であり、多年此國の官憲と親密なる交誼を有し、忠實に條約を履行せんとする好意と熱望とを有するものである、今や日本政府は幾多の困難に逢遭してゐるのであるから、外交團から不可能の難事を強要する事は抑、無理であらう、日本政府は外

人全部の保護に關して決して誠意を有せぬものではないが、「ヒュスケン」氏の如き事件を防止する事は困難である、如何とならば「ヒュスケン」氏は予及び日本政府より數次其夜間外出の危険を警告したにも拘らず、氏が之に介意せぬ所から慘害に逢遭したのである、予は今尙ほ完全に安全なる位置に在りと信ずるを以て江戸退去の決議に従ふ事は出来ぬ。

加之予は各外交團の横濱に退去せんとする如き行動は却つて大なる危険を誘發し、且一度江戸を退去すれば再び歸還する事困難なるべきを恐るゝものである、又横濱に各國の兵力を上陸せしめて自衛の策を講ずるは、此國の民心を刺戟して一層の危険を惹起し、衝突の結果不幸戰爭の避け難きに至らん事を疑惧するのである、予は各國代表者が日本政府を督勵し其努力を更に効果あらしめんが爲めに、先づ此政府を信用する事に態度を一に

せられん事を望むものである」と論破した。

最後に「プロシア」使節「オイレンブルグ」は「公使及び公使館員の殺害が動もすれば重大なる結果を展開せしめる事は他にその事例尠しとしないが故に、かゝる危険に身を暴露するのは考慮せねばならぬ、「ヒュスケン」氏の殺害が政治的目的に出たのであつた事は米公使も齊しく認識して居られる所である、故に予も若し特殊の事情に在らざる限りは江戸を退去するに躊躇しないが、今若し横濱に退去すれば茲數日中に調印せらるべき條約は爲めに故意に延期せられるの危険ある故に、碇泊中の自國軍艦の擁護の下に暫時江戸に留るであらう、公使館の警衛に自國兵力を使用するは「ハリス」公使の言の如く危険なりとは思惟せず、又「ベレクール」氏の言へる「ハリス」氏の江戸殘留は外交團の行動の効果を減殺するものなりとの論旨にも首肯する事は出来ぬ、如何となれば氏の地位は

特殊であり其外交團の最古參者として又最初の條約締結者として日本政府は充分なる保護を加へるであらうからであると論じた。(會議要録)

斯くして十二月九日の決議は米公使を除き他は江戸退去を適切な手段となすに一致したのである。

十二月十一日第二次外交團會合に於て、米公使「ハリス」を除いた前記英佛蘭普四國使臣は、第一次會合に於ける會議要項及び各代表の意見を採録した書面を査閲し、各自之を承認するの證查として自署し、各本國政府に報告すべき事を決議したのである。

九

前日來所見の互ひに杆格せし英公使「オールロック」は、第二次會合に米公使「ハリス」の出席しなかつたのに痛く感情を害し、其態度を非難して「彼の態度は獨り米國政府のみならず日本政府の

將來をも誤らしむるものである、日本政府は必ず彼を目するに其同盟の如くし、特に其全力を擧げて彼を擁護するに至るであらう」と憤慨したが、翌十二日一書を裁して「ハリス」の缺席せしを難詰し會議録に署名を求めた、之に對して「ハリス」は「第二次會合に於ては前日の論議は繼續せられぬとの貴下の言明を得たから、老中と會見の前約を果す爲めに會合には出席しなかつたのである、第二次會合に出席せざる予として其確實を保證する爲めに署名をなし得るであらうか」とて之を拒否し、更に忌憚なく其所見を詳述し此意見を會議録に添付して各締盟國政府に回示せん事を求めた。「ハリス」のこの書翰は「オールロック」の挑戦に對し多少激昂の餘執筆せられたものゝ如きも、彼の我國情に對する理解並に我が幕府に寄する同情の念は紙上に躍如たるものがある、其要旨を述べれば、

會議録に示されたる論旨の根據は次の二點に歸する。即ち

一、日本政府に誠意なしと認むること

二、各國使臣館の館員は、江戸に在つては暗殺の危険に暴露せられつゝあるから、各自の安全の爲め、又日本政府に一層の努力を促す爲めに各使臣館を横濱に移し自衛の途を講ぜねばならぬこと

然るに、予は全然之と所見を異にする、日本政府は開港當初より外人の保護に誠意を有し、且常に焦慮しつゝある、但、日本政府は其國の習慣制度と同一様式の警衛方法を外人にも適用せんとした、然るに公使初め館員等は、日本政府が其身分相當と思惟する居館内並に外出時の多數警衛者を隨從することを嫌惡し、我流の要求を爲して、日本政府を苦しめたのは果して正當であらうか、若し日本政府に誠意なく、各國代表者を威脅虚殺する意思があらば、一瞬時間に行はれることである、予

は既に十九ヶ月間江戸に安住し得たのである、かの米國公使館の適任忠實なる通辯官の死は、日本政府が屢、夜行の危険を警戒したるを無視し、又洒脱たる彼が警衛を隨從するを嫌ひ、獨歩を試むるを予は常に危惧してゐたことの現實に表はれたに過ぎぬ。

尙ほ日本政府の爲めに、其政情を考察する要がある、二百年以上孤立の状態に在つた國家が、急に外人の爲めに開かれたのであるから、上流階級の大部分が新事物に惡感を懷くことも無理からぬことで、江戸はこれ等人士の尤も多數集合してゐる所である、又一般的消費物資の市價騰貴は外國貿易の影響として、民衆に外人反抗の氣勢を高めつゝあることも事實である、日本政府は條約の履行に飽迄忠實ならんことは出來ても、かゝる輿論を抑制することは困難であらう、加之會議に於ける論議の根柢には、日本政府を西方文明諸國の政

府と同一視する過誤の存することを指摘せねばならぬ、日本帝國の政情は中世紀に於ける歐洲の政局に類似してゐる、故に文化國に對すると同様に迅速確實なる措置を求むるは不可能なる事を強要すると同一であらう、又或個人の不法行爲に對して政府の責任を問ふことは國際法上にも支持せられぬことで、かゝる原則は西方諸國には行はれぬことである、近時倫敦裁判所は佛國皇帝の生命を窺つた謀反者を放免した、されども、佛國大使は「ドロー」に退去したとは聞かぬ、又「ナポリ」の公道に於て白晝數百人環視の中に於て佛國公使は殺害せられ犯人は公衆の支持に依つて遁走したが佛公使館は犯人が逮捕せられぬ事に依つて撤退したことを耳にせぬ。

更に日本政府を覺醒せしむるが爲めに、各國代表者が横濱に退去せんとするは大なる過誤である、條約中に公使駐劄地を江戸と規定するには、多

大の困難と辯論を費したことである、日本委員等は公使の江戸駐劄に反對して神奈川若くは川崎を主張したのであるから、各國代表の横濱退去は日本政府の希望する所に陥り、彼等は江戸の各國使臣館を警衛する責任、苦心及び費用とを軽減せらるゝに満足するであらう、斯く觀じれば各國代表の採らんとする態度は何等効果を齎らすものではない、日本人を文化に赴かしめんが爲めには、山程堆積する交渉文書や、教師五萬人を一時に差し向けんとて何の効果があらうか、只時、忍耐及び寛容のみ尤も望ましき好果を來すものである、予は東方諸國に於ける基督教文化の指導が流血の慘を以て其第一頁を汚さざらんことを望むものである。

と、手痛き反駁を爲してゐる。此後數次「オーロック」「ハリス」兩者の間には論争が繰り返されたのであるが、其結果兩公使の感情は全く阻隔

せられ永く融和せられぬことゝなつた。(ファイリッパ  
「ボルト六月十  
九日附書翰参照)

一〇

各國使臣會議の結果に基き英公使「オールコッ  
ク」及び佛總領事「ベンクール」は、十二月十六  
日(一月二)英艦「エンカウンター」に同乗して其館員  
と共に横濱に退去した、其退去に臨んで

一、從來の外人殺傷事件は概ね政治的背景より生ぜし  
こと、

二、開港後十八ヶ月間に於ける數度の殺傷事件に、未  
だ一回も犯人の檢舉せられぬこと、こは外人の殺戮  
は常に容易に行はれ得べきことを國民に公示するに  
等しきこと、

三、日本政府は屢々外人襲撃の隱謀に就て警告を發し  
て外人を威嚇せしも、之が防止警衛に就ては常に無  
責任であること、及び日本政府の附する警固の士卒  
は怯懦にして效果なきこと、

四、斯る不安危険に對して日本政府が充分有效なる措

文久元年に於ける外國公使江戸退去問題に就て(下)(大塚)

置き、確實なる保證を與ふる迄一時身を安全地域に  
退けんむす、これ日本帝國との交際を永續し且重大  
なる紛糾を惹起せしめぬ爲であること

云々の趣旨を宣告してゐる。

これより先蘭總領事「デ・ウキット」は既に長崎  
に去り、「プロシア」使節「オイレンブルグ」も十二  
月十四日(一月二)新條約の調印を了し支那に向つて  
退去したので、江戸に駐劄する公使は米國公使  
「ハリス」一人のみとなつた、「ハリス」の此態度は  
深く幕府當路の感謝した所で、又永く邦人間に好  
印象を残したことは説くまでもないことである。

「ハリス」は英佛兩國代表の退去に就きて本國政  
府に報告して曰く、

英佛兩國代表は共に神經質の人物で、過去十六ヶ月間  
を興奮と警戒とに殆んぞ恐慌状態で過した、彼等が此  
感情で各其本國政府に日本の特殊なる事情を報告し刺  
戟する場合、如何なる反應を歐洲諸國に起して、日本

帝國との關係に不測の禍亂を生ぜしめはせぬかミ憂慮する所である。(一八六一年二月十三日附報告書)

と、「ハリス」は既に萬延二年二三月頃より我が國在留の英佛兩國の海軍將校及び文官の間に於て西歐諸國と日本との戰鬪は避け難く、日本は遂に分割せらるべきものであらうとの意見が行はれてゐることを聞知してゐたので(一八六一年十月七日附報告書)特に此危懼を懷いたのであらう。

一

江戸退去に關する「オールコック」公使の報告を接受した英外相「ラッセル」は、一度は公使の此措置を是認したるも「英女王政府は日本政府と攻争する意思を有せず、永く條約の附與する利益に浴せんとするものであるから、英臣民並に他の盟約諸國民の生命財産の擁護上緊急已むを得ざる場合以外、決して兵力の使用若くは示威の手段を用ひぬことを要望する。英政府は過去一ケ年の經驗に

依り英國の日本に於ける貿易が前途有望なるに鑑み、居留臣民が斯る不安裡に國家の利益の爲め隱忍せんことを希望すると共に彼等の現状には深き同情を寄するものである」とて「オールコック」の武斷的手段に出づることを戒飭し、居留臣民擁護の爲めに軍艦派遣を東洋艦隊司令長官「ボーブ」提督に發令したことを報じてゐるが(一八六一年四月八日附訓令)幾もなく、改めて「女王政府は其代表使臣の首府駐割權を容易に放棄せぬことに就き貴下が充分考慮せんことを要める、又此權利を一時的たりとも放棄するが如き行動を慎まむことを望む、それは日本政府との間に直接紛擾を惹起する虞があるからである、故に現下の紛紜を速に解決し、一日も速に首府に歸還し、其使命の一を果さんことを希望する」云々の指令を發してゐる。(佛外相「ツブネル」は「ベレクロー」の報告を受けたる迄に訓令を發して居らぬ)

此英國政府の訓令の「オールコック」公使の手に



到着したるは、少なくとも五月（六月）の初旬であるから、英佛代表使臣の江戸歸還には直接の關係を有たぬのである。然るに英佛兩代表の執つた措置は米公使「ハリス」の單獨江戸殘留に依つて著しく其氣勢を減殺せられたのみならず、幕府にも大なる反響を興へなかつたので、兩代表は自然自發的に江戸歸還を急ぐことゝなつた。而かも彼等は

幕府の懇請に由つて歸府する形式と尊嚴とを保持せんことを欲し、横濱退去後屢幕府の高官と會商せんことを要求した。之に反して幕府要路は曩に「ハリス」公使の道破したるが如く、當時浪士等の跳梁に苦しみ外國使臣等を江戸郭内の一角に收容して其保護を計らんと迄に焦慮せる際とて、國交に異變を生せぬ限り英佛使臣館の横濱に於ける自衛は畢竟其負荷を軽減せしめる姿で急速に其歸還を希望することではなかつた。されば幕府は此請求に對し僅かに外國奉行を派遣するのみで、容易

に其交渉に立ち入らなかつた。「オールコック」公使は遂に「各國外交官は日本國內旅行の權利があるから、佛總領事と共に廳で開かるべき兵庫其他の開港場實地踏査に向ふ」旨を幕府に通告し外人保護に寒心しつゝある幕府の弱點を衝いたので、幕府は漸く其要求を容れて若年寄酒井右京亮を横濱に差遣し彼等と商議せしめることゝなつた。

英佛兩代表と酒井右京亮等との江戸歸還談判は文久元年正月十二日、十三日、及び十八日（一八六二年二月二十一日、二十日、二十七日）の三回に互つて次の如く議決せられた。

- 一、將軍の命に依つて英佛兩國代表の江戸歸還を希望する旨の老中書翰を發すること
- 二、英佛兩國代表の江戸歸還に就ては、將來外人の保護を確實ならしめるが爲めに下記の方法を講ずること
- 三

a、從來の警固吏員は其任務に堪へざるに依り爾今は

大君の親衛士中より簡拔し之に當つるこゝに

b、江戸府内に於ける番所の増設

c、新警衛兵にして尙ほ不充なりと認むる時は各國

代表は自國兵員中より選抜する騎馬衛兵を隨從せし

めるこゝに

d、使臣館内の警衛は動もすれば日本政府より外國代

表に附したる探偵監視人の如く、又使臣館に出入日

本人間との仲介を爲す機關の如く見做さるゝが故に

爾後は彼等は使臣館地域外に衛舎を置き、館員の許

可なくして、館内に出入するを禁するこゝに

e、外人を殺傷したる犯人の檢舉處罰に嚴重なる法則

を設け遺憾なきを期するこゝに

三、將軍並に老中の希望に由りて英佛兩國代表歸府の

際には、之を公衆に周知せしむる爲に、外國代表へ

の敬意尊嚴の維持として、品川着岸の時外國奉行之

を迎へて使臣館に誘導し、各使臣館に掲揚さるゝ國

旗に對して品川台場より各二十一發の祝砲を發し、

英佛軍艦は櫓上日本國旗を掲揚して之に答禮するこゝ

に

四、横濱居留地の擴張、貿易手續の改善、税關事務の

刷新等に就ては爾後協商を繼續すべきこと(二月二十

二日會  
議録)

斯くして正月二十一日(三日)「オールコック」は

英艦「エンカウンター」に「ペレクール」は英艦「ピ

オネール」(Pioneer)に乗して品川に着し、外國奉

行竹本圖書頭、高井丹波守二人に迎へられ、使臣

館に掲揚せられた英佛兩國の國旗には國際禮法た

る二十一發の祝發が放たれ、江戸退去後月餘にし

て再び江戸駐劄を見るに至つたのである。

「オールコック」公使之を本國政府に報告して曰

く、

予等が江戸を退去せし時、獨り其意見政策を異にせし

唯一の外國代表者(「ハリス」を指すのである)は、予が再び江戸に

歸還するは困難なるべしと指摘したるにも拘はらず、

月餘にして堂々歸還するこゝを得た、使臣館内に樹て

られたる國旗に對する祝砲は、日本政府が初めて行つた國際禮法であつたことは尤も重要事である、祝砲の制度は此國に存せざる習慣で、從來如何なる場合、例へば外國使節來訪の場合も勿論、日本の遣米使節の出發歸朝の際すら搭乘米艦との祝砲交換すら終に行はれなかつたのである、今や英佛兩國代表は斯る盛儀の下に日本君主の懇請を容れて其首府に歸還した。

云々と、同日又一書を「ハリス」に寄せて、其歸還を報し、且予等が若年寄と協議決定したる警備其他の條件は、予等の江戸退去を充分意義あらしめたることを貴下に報道するの光榮を有す、と通告してゐる。

之に對して「ハリス」公使は敢て批判的の回答を發しては居らぬが、其三月六日附本國政府への報告書中に「英佛代表は本月二日江戸に歸還した、予が彼等と行動を一に爲さなかつたこと、及び予が直率大膽に披瀝した意見は少からず彼等の歸還を早め、此好結果を齎らしたものと信ずる、予の行

動は獨り日本政府の爲のみならず、平和維持の上にも大なる價值あるべしと信ずるのである、予は予の部下たる使臣館員が予と行動を共にするを嫌忌せざりし忠實なる態度に感謝しつゝあるのである」と認めてゐるのである。